

第　○　章

EU構成国間の投資協定とエネルギー憲章条約

—Komstroy事件判決を中心に—

一橋大学大学院教授

中　西　優　美　子

I 背景

本稿で中心的に取り上げるEU司法裁判所のKomstroy事件判決¹は、二つの文脈で捉えることでよりよく理解できると考える。すなわち、Komstroy事件は、エネルギー憲章条約という文脈とEU法の自律性という文脈の両方の文脈にかかわる。また、同時にそれら二つの文脈がISDS（Investor-State Dispute Settlement、投資家対国家の紛争解決）にかかわっている。一つは、環境との関係でエネルギー憲章条約をEUにおいてどのように取り扱うべきかという問題と、もう一つは、EUがISDSに代えて、紛争解決制度として投資裁判所の設立を目指していると事情である。このような中で、Komstroy事件は、EU司法裁判所が積極的に管轄権を自らに認め、進んで判断を示したとも捉えられる事件でもある。

1. 気候変動対処とエネルギー憲章条約

世界における大きな流れとして、気候変動問題への対処がある。国家や企業がその政策において方向転換を迫られている。エネルギー憲章条約（Energy Charter Treaty：ECT）は、1994年にポルトガルリスボンで調印されて1998年に発効した。ソ連の崩壊に伴い、1991年、旧ソ連、東欧を含む欧州諸国、アメリカ、カナダ、オーストラリア及び日本は、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、並びに、エネルギー分野における企業活動（貿易及び投資）を全世界的に促進する宣言を行い、その内容を実施するための法的枠組みとして、同条約が作成された²。同条約は、エネルギーの原料・製品の貿易及び通貨の自由化並びにエネルギー分野の投資の保護等を定めている。日本は、2002年に同条約に加入している。調印時から約30年が経過し、同条約も環境問題への意識の高まり等の世界情勢の変化に直面している。また、環境NGOから、エネルギー憲章条約が時代遅れであるという指摘もあった。

このような中で、2017年11月、ECT締約者は、欧州委員会を中心とした近代化の議論を開始することに合意し、2020年7月にその交渉を開始した。15回の交渉を経て、2022年6月24日に近代化案に合意がなされ、その骨子が公表された。もともと、EUでは近代化案に合意がなされず、ストップすることになった³。近代化を求めていたEU自体が脱退を決定したが、その後、2024年12月3日、最終的に近代化案に合意がなされた⁴。

また、紛争の内容につき、再生可能エネルギーに関係するものが増えてきており、加え

¹ Case C-741/19 *République de Moldavie v Komstroy LLC*, Judgment of 2 September 2021, ECLI:EU:C:2021:655.

² エネルギー憲章条約の概要については、外務省のWebサイトを参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/charter.html>（最終閲覧日：2025年5月28日）

³ <https://www.energychartertreaty.org/modernisation-of-the-treaty/>（最終閲覧日：2025年5月28日）

⁴ Decision of the Energy Charter Conference, CCDEC202414, 3 December 2014, Entry into Force and Provisional Application of Amendments to the Energy Charter Treaty and Changes and Modifications to its Annexes.

て、EU構成国で生じるものが増えてきていた。ECTには個人対国家の紛争解決方法、ISDS条項が規定されており、国家のエネルギー政策の変更のために投資家より訴えられるというケースが増えてきた。国家にとっては、エネルギー憲章条約に入っていることで、ここからのメリットよりもリスクを背負う可能性が高くなってきた。2022年11月22日、条約署名及び締約当事者数は、一時は50を超えていた⁵。現在は、脱退する国が増えている。条約当事者として、EU、Euratom及び全EU構成国が加入していたが、2014年に、イタリアは脱退の意思を通知した。また、フランス、ドイツ及びポーランドが2022年に脱退の通知を行った。さらに、EUとEuratom自身も脱退することを決定した⁶。加えて、他のEU構成国もこれらに続くことになる。

Komstroy事件は、2019年10月8日にEU司法裁判所に付託が受理され、2021年9月2日に判決が下された。このような変動期に下されたKomstroy事件は、事件そのものを見るだけでなく、流れの中で捉えると理解が深まる。

2. EU法の自律性とEU構成国間の投資協定

Komstroy事件にかかわる、もう一つの文脈がEU構成国間の投資協定をめぐるEU法の自律性の問題である。まず、Komstroy事件判決にとって大きな意味を持っているのがAchmea事件⁷と言われる事件である。同事件はドイツから先決付託がなされ、EU司法裁判所が2018年3月6日に先決裁定を下した。Achmea事件では、構成国間の投資協定とEU法の両立性が問題となり、大きな関心呼んだ。1991年にEUに加盟する前のチェコスロバキアがオランダと投資保護協定を締結した。この協定の8条は、外国投資家と締約国の間で紛争が生じた場合には仲裁裁判所に服するというISDS仲裁条項を含んでいた。現在、スロバキアは、EUの構成国であるが、問題となる投資協定が結ばれたときは、まだチェコとスロバキアはチェコスロバキアという一つの国で、かつ、EUの構成国ではなかった。EU加盟後、スロバキアが保険制度改革を行い、民間疾病保険サービス市場を開放した。そのことを受けて、オランダの保険会社のAchmeaが、スロバキアに子会社を設立し、サービスを開始した。しかし、その後、スロバキアは、この保険市場の自由化の一部を変更したことで、民間疾病保険業務から生じた利益配分が禁じられる措置の採択に至った。Achmeaは、この措置を受けて、当時のチェコスロバキアとオランダの投資協定の8条には、ISDS条項があり、それに基づいて仲裁手続に訴えた。ドイツのフランクフルトにある仲裁裁判所は、中間判決でAchmea方の主張を認めて、スロバキアに損害賠償の支払いを命じた。

⁵ エネルギー憲章条約のWebサイトで条約締約者を確認することができる。

⁶ Council Decision (EU) 2014/1638 of 30 May 2024 on the withdrawal of the Union from the Energy Charter Treaty.

⁷ Case C-284/16 Slowakische Republik v Achmea BV, Judgment of 6 March 2018, ECLI:EU:C:2018:158; 中西優美子「EU構成国間の投資協定とEU法の自律性」自治研究95巻1号（2019年）98-110頁。

スロバキアは、自国がEU構成国になったことで、仲裁裁判所が、管轄権を有さないのではないかという点を争った。スロバキアは、ドイツ上級裁判所に仲裁判断の破棄を求めたが、破棄され、その後、ドイツ連邦通常裁判所に上訴した。ドイツ連邦通常裁判所は、国内では最終審の裁判所になるため、EU運営条約267条に基づいて、先決付託をEU司法裁判所にしなければならないことから、先決裁定をEU司法裁判所に求めた。EU司法裁判所は、以下のように判示した。まず、たとえ仲裁裁判所が投資協定の違反に関してのみ判断することを求められるとしても、投資協定8条に従い、関連する当事国で効力のある法及び締約国間の関連する協定を考慮に入れなければならないという事実は残るという指摘をした。EU司法裁判所は、仲裁裁判所がEU法、とりわけ開業の自由及び資本の自由を含む基本的自由に関する規定を解釈することになり、実際に適用することを求められる可能性があるというような判断をした。しかし、その仲裁裁判所は、これまでの判例法からEU運営条約267条の意味における構成国の裁判所には当たらないことから、仲裁裁判所が先決裁定を求めないということは、EU司法裁判所の解釈がなされることなく、仲裁裁判所がEU法の解釈をすることになるということが認定された。仲裁裁判所を含む投資協定を締結することで、EU構成国は、紛争がEU法の解釈、または、適用に関係する場合に、EU法の十分な実効性を確保することを妨げるISDS制度を設定したものと捉えられると認定し、EUではなくて、構成国によって締結された協定に基づく仲裁裁判所が、EU法を解釈する可能性が存在するとした。当該投資協定8条が、構成国間相互信頼の原則のみならず、先決裁定により確保されているEU基本条約により設定されている法の特質の維持に疑問を投げかけることになり、誠実協力の原則に合致しないというように判決して、最終的に問題となっている投資協定の8条は、EU法の自律性に悪影響を有すると結論付けた。これによって、構成国間での仲裁裁判所を含む投資協定 (intra-EU bilateral investment treaties) は、EU法に違反するということが明確化された。

このAchmea事件判決後、まず2019年1月15日にAchmea事件判決の法的結果及びEUにおける投資保護に関する構成国政府代表の宣言⁸が出された。この前文では以下のようなことが書かれている。

EU法は構成国間で締結された二国間投資協定に優立する。その結果、同二国間協定に含まれるすべてのISDS仲裁条項は、EU法に違反し、適用不可能である。ISDS条項を基礎として設立された仲裁裁判所は、管轄権を有さない。エネルギー憲章条約を含むEUによって締結された国際協定は、EU法秩序の一部であり、EU基本条約と合致しなければならない。

⁸ Declaration of the Representatives of the Governments of the Member States of 15 January 2019 on the legal consequences of the Judgment of the Court of Justice in Achmea and on investment protection in the European Union.

仲裁裁判所は、エネルギー憲章条約を構成国間に適用可能なISDS条項を含むものとして解釈してきた。そのように解釈されると、EU基本条約と合致せず、不適用とならなければならないだろう。

ここでは、不適用とならなければならないだろう (would have to be disapplied) とされ、断定形にはなっていない。これは、宣言であり、別にEU司法裁判所の判決ではないため、このような形で文言が用いられたと考えられる。

この前文の後にくる宣言の中で、ECTについて構成国は、欧州委員会とともに遅滞なく、ECTのEU構成国、EU内での適用に関して、Achmea事件判決からの結果に対処するのに追加的な措置が必要か否かを議論すると述べられた。そのため、この段階ではECTのISDS条項がEU法に違反するかどうかは、まだ不明な状況であった。

この宣言の後、2019年10月24日に、構成国は、構成国間の2国間の投資条約 (Bilateral investment treaties, BITs) の終了のための協定に同意した。2020年5月3日に正式に構成国間のBITsの終了のための協定、終了協定 (Termination Agreement)⁹と言われるものに署名がされた。EUは27か国でその全加盟国が署名しているのではない。もっとも署名している国は、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペインの23か国である。他方、スウェーデン、フィンランド、アイルランド、オーストリアの4か国は署名していない。そして2020年8月29日にこの協定が発効した。

同終了協定の前文にECTへの言及がある。そこでは、同終了協定は、EU構成国2国間の投資協定 (intra-EU bilateral investment treaties) を対象としており、ECT26条に基づくEU間の訴訟手続 (intra-EU proceedings) を対象としていないと述べている。ECT26条は、ISDS条項を定めている。すなわち、この終了協定では、ECTのISDS条項が対象とはなっていないということが明らかにされた。したがって、ECTのISDS条項がEU法に違反するかどうかは不明なままであった。

加えて、同終了協定の前文には、EUと構成国は、後にこの事項を取り扱うと述べられていた。このことは、この点が不明であり、EU側も構成国側もそれを認識していたことが、この条約の前文から分かる。この頃、ECTの近代化のための交渉がなされていた。交渉がうまくいかないことで、EUの中には、もうECTから脱退すべきという声もあった。そのような中でKomstroy事件判決が出された。

なお、上述したAchmea事件判決後、動きがあった。ドイツの連邦通常裁判所がEU司法裁判所のAchmea事件判決(先決裁定)を受け、仲裁判決は無効であるという判決を下した

⁹ Agreement for the termination of Bilateral Investment Treaties between the Member States of the European Union, OJ of the EU 2020 L169/1.

¹⁰。その後、その判決に不服であるとして、申立人はドイツ連邦憲法裁判所に憲法異議を提訴した。最終的に、憲法裁判所は、仲裁判決が無効であると判断されたことは憲法違反ではないと判示した¹¹。

II Komstroy事件 (Case C-741/19, 2021年9月2日EU司法裁判所の先決裁定)

1. 事実概要

1999年に、電気の発電の会社、配電の会社、その供給を受ける会社間で、電気に関する一連の契約が締結された。それらの契約により、Ukrenergo発電会社（以下、「U会社」という。）というウクライナの発電会社が、電気を配電会社であるウクライナのEnergoalian会社（以下、「E会社」という。）に電気を販売し、販売された電気がさらにBritish Virgin Islandsに登録されているDerimen会社（以下、「D会社」という。）に再販売され、その電気がモルドバの公営企業であるMoldtranelectro会社（以下、「M会社」という。）に売られた。電気の供給は、U会社からM会社になされた。契約に従い、D会社は、E会社に代金支払いを滞りなく行った。しかし、電気の供給を受けたM会社は、金額の一部のみをD会社に支払い、残りは債務不履行という状況になった。そこでD会社は、自分の債権をE会社に譲渡した。E会社がM会社を相手に訴えを起こし、債務履行を求めた。E会社は、このM会社を相手取りモルドバの裁判所、それからウクライナの裁判所に提訴したりしたが、埒がつかないという状況に陥った。そこで、E会社は、モルドバの行動がECTの重大な違反であると考え、ECT26条4項(b)に定められるアドホック仲裁手続を開始した。2013年10月25日に、この紛争を解決するために、パリで設置されたアドホック仲裁裁判所は、この紛争に関し管轄権があるとしたうえで、モルドバが国際的な取決めに遵守しなかったと考え、ECTに基づきE会社に代金を支払うようにモルドバに命じる仲裁判決を下した。2013年11月25日、モルドバは、民事手続法典1520条に従い、強制的な公共政策規定、すなわち、仲裁裁判所の管轄権規定の違反であるとして、同仲裁判決取消しを求めて、パリ上訴裁判所に訴訟を提起した。2016年4月12日の判決により、パリ上訴裁判所は、仲裁裁判所が管轄権を有するとしたのは誤りであったとして、同仲裁判決を取り消した。事実、同裁判所によると、E会社とモルドバ間の紛争は、電気販売の事項のみにかかわり、ECTの意味における「投資」にはかかわらないとした。その後、訴訟が長期したこともあり、Komstroy会社（以下、「K会社」という。）がE会社の権利を継承した。K会社は、パリ上級裁判所の判決に不服であり、フランスの最終審の裁判所である破棄院(cour de cassation)に上告した。そこで、破棄院は、2018年3月28日に、パリの上訴裁判所の判決を破棄して差し戻すという判決を下した。差し戻されたパリの上訴裁判所が2019年9月24日にEU司法裁判所に先決

¹⁰ BGH (I.Zivilsenat), Beschluss vom 31.10.2018, I ZB2/15.

¹¹ BVerfG, Beschluss der 3. Kammer des Zweiten Senats vom 23. Juli 2024, 2 BvR 557/19; 中西優美子「EU 構成国間の投資協定に関する Achmea 先決裁定とドイツ連邦憲法裁判所」自治研究 101 巻 6 号 2025 年 104-115 頁。

裁定を求めるということを決定し、付託した。その先決付託を受けて、2021年9月2日にEU司法裁判所が先決裁定を下した。これが本先決裁定である。

2. 判決

本件の争点は、大きく分けて二つに分かれる。一つ目は、そもそもEU司法裁判所が管轄権を有するのか否かという点である。K会社は、ウクライナของบริษัทであり、モルドバはEUの構成国ではないため、ISDSの当事者である投資家も国家も、EUとは関係しないという点で、果たしてEU司法裁判所が管轄権を有するかという問題である。二つ目は、もともと、仲裁裁判所の判決が取り消された理由は、仲裁裁判所が管轄権を持たないこと、すなわち電気契約というのは、投資に当たらない、ということ、から始まっているため、ECTにおける「投資」の概念が問題になった。

(1) EU 司法裁判所の管轄権

それでは、EU司法裁判所がどのように自らの管轄権を理由付けたか。一つ目は、本判決は先決裁定であるため、EU運営条約267条がかかわってくる。同条はEU条約及びEU運営条約の解釈と、それからEUの機関が採択したEU法行為の有効性と解釈について管轄権を有すると定めている。まず、問題は、ECTがEU機関の法行為に当たるか否かである。EU司法裁判所は、EUが締結する国際条約のEUにおける批准は、EU機関の行為、理事会決定(decision)による承認という形で行われるため、国際協定はEU法の一部であるとする判例¹²に従い、EU司法裁判所はそのような国際協定を解釈する管轄権を有するとした¹³。ECTについてもEUが加入する際に、理事会決定によりECTを承認しているため、ECTもEU機関の理事会の行為に当たると解釈された。今回のECTは、日本も加盟しているように、多数国間条約になっている。さらに、EUのみではなくてEUの構成国も締結しており、混合協定の形になっている。たとえ混合協定だとしても、EUの管轄権を否定するものではないと司法裁判所は判示した¹⁴。

加えて、本件では「投資」が問題となった。EU司法裁判所は、直接投資についてはEUが排他的権限をEU運営条約207条で付与されているため、EUは外国直接投資に対して排他的権限を持つことと、直接投資でないものは、共有権限であることを確認した¹⁵。そのうえで、裁判所は、EU法の対象とならない文脈で国際協定が適用される場合は、国際協

¹² Case 181/73 R. & V. Haegeman v Belgian State, Judgment of 30 April, ECLI:EU:C:1974:41, paras. 2-4; Case C-321/97 Ulla-Brith Andersson and Susanne Wåkerås-Andersson v Svenska staten (Swedish State), Judgment of 15 June 1999, ECLI:EU:C:1999:307, para. 26; Case C-83/17 KP v LO, Judgment of 7 June 2018, ECLI:EU:C:2018:408, para. 24.

¹³ 本判決理由23段。

¹⁴ 本判決理由24段。

¹⁵ 本判決理由25段。

定を解釈する管轄権は持たないという原則を確認した¹⁶。さらに、特に、非EU構成国の投資家と、非EU構成国間の紛争の場合は、そのようなケースに当たるとした¹⁷。しかし、EU司法裁判所は、このような原則は確認したものの、本件においては、この原則を適用せず、自己の裁判管轄権を肯定した。EU司法裁判所は、これにつき二つの理由を挙げた。一つは、国際協定の規定がEU法の範囲に入る状況、及び、EU法の対象とならない状況の場合の両方に適用される場合、解釈における将来生じるかもしれない相違を避けるために、適用される状況が何であれ規定が統一的に解釈されるべきことはEUの利益であるとした¹⁸。つまり本件は、非EU構成国の投資家と非EU構成国間の紛争であり、EUは関係してこないが、将来発生し得る状況にEU法がかかわるかもしれないので、そういった場合にEU法の統一的解釈が必要となるから、本件において当該事項につき解釈をすることがEUの利益となるという理由である。

もう一つの理由は、原訴訟（パリの上訴裁判所）における紛争の当事者が、ECT26条4項(b)に従って、UNCITRALの仲裁ルールを基礎に設定される仲裁裁判所をパリに設定したという点に、裁判所は注目すべきだとした。

EU司法裁判所は、仲裁裁判所が管轄権を欠いたために、フランスの裁判所は、フランスの民事訴訟法1520条の下で、フランスでなされた仲裁判決を破棄する訴訟を付託される場合、管轄権を有することを確認した¹⁹。EU構成国の領域に仲裁の場所を設定したことは、必然的にEU法の適用を伴うことになり、その事件を付託される裁判所は、EU条約19条に従って、EU法の遵守を確保するように要請される²⁰。

このようにEU法の統一適用の利益と、仲裁裁判所が設定されたのがパリだったという二つの点からEU司法裁判所は、先決付託問題に回答する管轄権を有すると判断した。

(2) 本案

a. EU法の自律性

本案の問題は、「投資」の概念であるが、その投資の概念に行くまでのところ、この前提問題というところが実は重要な問題となった。EU司法裁判所は、ある当事国と別の当事国の投資家の紛争がECT26条²¹に従って、仲裁裁判所に提訴ができるか否かを明確にし

¹⁶ 本判決理由28段。

¹⁷ 本判決理由28段。

¹⁸ 本判決理由29段。

¹⁹ 本判決理由33段。

²⁰ 本判決理由34段。

²¹ エネルギー憲章条約26条（投資家と締約国との間の紛争の解決）「(1) 締約国の地域における他の締約国の投資家の投資財産に関する当該締約国と当該他の締約国の投資家との間の紛争であって、第三部の規定に基づく当該締約国の義務の違反であると申し立てられるものについては、可能な限り、友好的に解決する。

(2) (1)に規定する紛争がいずれか一方の紛争当事者が友好的な解決を要請した日から三箇月以内に(1)の規定に従って解決されない場合には、紛争当事者である投資家は、当該紛争を解決するために次のいずれの手続を選択することができる。

なければならないとした²²。また、ECT26条2項(c)に基づく紛争が第三国の事業者(operator)と別の第三国間の紛争にかかわるという事実は先決付託に回答するEU司法裁判所の管轄権を排除するものではないが、ECT26条があるEU構成国の事業者と別のEU構成国間の紛争にも適用されると推定されえないとした²³。EU司法裁判所は、これまでの判例法を以下のように確認した²⁴。国際協定は、EU基本条約に定められる権限配分、EU法制度の自律性に影響を与えることはできない。その原則は、とりわけEU運営条約344条に規定されており、それによると、構成国はEU基本条約の解釈または適用に関する紛争を条約に規定されている以外の紛争解決制度に訴えることができない。

EU司法裁判所は、以下のようにEU法の自律性にフォーカスしていく²⁵。このような確立された判例法によると、構成国法及び国際法に対するEU法の自律性は、EUとEU法の本質的な特徴、とりわけEUの憲法上の構造及びEU法のまさに本質により正当化されるとする。また、EU法は、EU法が独立した法源、EU基本条約から生来しているという事実、EU法の国内法に対する優位並びに構成国の国民及び構成国に適用可能な一連のEU法規定の直接効果によって特徴付けられる。これらの特徴は、EU及び構成国を相互に拘束する、構造化された諸原則、ルール及び相互に依存する法的関係のネットワークに昇華してきた。

従って自律性は、EUがそれに唯一である憲法枠組みを所有しているという事実から生じる。この枠組みは、とりわけEU基本条約の規定（特に権限付与や権限配分に関するル

(a) 紛争当事者である締約国の裁判所又は行政裁判所に当該紛争を付託すること。

(b) あらかじめ合意した適用可能な紛争解決手続に従って当該紛争を付託すること。

(c) (3)から(8)までの規定に従って当該紛争を付託すること。

...

(4) 投資家は、(2)(c)の規定に基づく解決のために紛争を付託することを選択した場合には、当該紛争を次のいずれかに付託することについて書面により同意を与える。

(a) (i) 投資家が属する締約国及び紛争当事者である締約国の双方が、1965年3月18日にワシントンで署名のために開放された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ICSID条約」という。）の締約国である場合には、ICSID条約に基づいて設立された投資紛争解決国際センター

(ii) 投資家の属する締約国及び紛争当事者である締約国のいずれか一方のみがICSID条約の締約国である場合には、ICSID条約に基づいて設立された投資紛争解決国際センター（この場合には、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則（以下、「追加的制度規則」という。）に従って付託される。）

(b) 国際連合国際商取引法委員会（以下、「UNCITRAL」という。）の仲裁規則に基づいて設置される単独の仲裁人又は仲裁裁判所

(c) スtockホルム商工会議所の仲裁機関の仲裁手続

...

(6) (4)の規定に基づいて設置される裁判所は、この条約並びに国際法の適用可能な規則及び原則に従って紛争の争点について決定を行う。

…」

²² 本判決理由40段。

²³ 本判決理由41段。

²⁴ 本判決理由42段。

²⁵ 本判決理由43-44段。

ール、EU機関及び司法制度がどのように働くべきかを規律するルール、EU条約1条2項に定められる統合過程の実施に寄与するような形に構造化された、特定の分野における基本的なルール）を対象とする。

このようにEU法の自律性を強調したうえで、EU司法裁判所と国内裁判所の役割、先決裁定手続の役割に言及した²⁶。EUの特質及び法秩序の自律性が維持されるように、EU基本条約はEU法の一貫性及び統一性を確保することを意図した司法制度を設定した。EU条約19条に従って、EU法の十分な適用が構成国で確保されるように、また、個人の権利の効果的な司法的救済を確保するのは、国内裁判所とEU司法裁判所である。その際、EU司法裁判所は、EU法の決定的な解釈を与えるのに排他的権限を有する。このため、EU運営条約267条に定められている先決裁定手続制度が存在する。EU司法裁判所と構成国裁判所間の対話を設定することによって、司法制度の要である、先決裁定手続はEU法の統一的解釈を確保する目的を持ち、それによって、EU法の一貫性、その実効性、自律性、ひいてはEU基本条約により設定される法の特質を確保している。

EU司法裁判所は、これらを前提として、構成国と他の構成国の投資家間の紛争がECT26条2項(c)の下での仲裁に服しうるか否かという問題が審査されなければならないとした²⁷。

b. ECT26条の下での仲裁裁判所

まず、EU司法裁判所は、ECT26条6項に言及されるような仲裁裁判所がEUの司法制度に入るか否かを審査した²⁸。EU司法裁判所は、ECT26条6項に言及される仲裁裁判所は、EU法を解釈し、適用することを要請されたとした。それゆえ、そのような仲裁裁判所がEUの司法制度、とりわけEU運営条約267条の意味における裁判所とみなされるか否かが確認されなければならないとした。この確認は、EU司法制度に入る構成国により設立された裁判所であれば、同裁判所の判決は、EU法のルールの十分な実効性を確保できるメカニズムに服することになるためである。

EU司法裁判所は、Achmea事件判決で問題となった二国間投資協定に定められる仲裁裁判所がEU構成国の国内裁判所の司法制度の構成要素とならないのと同じように、ECT26条6項に言及される仲裁裁判所ともならないとした²⁹。仲裁裁判所の特徴から、EU運営条約267条の構成国の裁判所という裁判所とはみなされない。従って、仲裁裁判所は、先決裁定を求める権利もないし、求める義務もなく、逆に、そのような仲裁裁判所がEU法を解釈する可能性があることを指摘した³⁰。

²⁶ 本判決理由46段。

²⁷ 本判決理由47段。

²⁸ 本判決理由50-51段。

²⁹ 本判決理由52段。

³⁰ 本判決理由52-53段。

EU司法裁判所は、EU法の十分な実効性が保障されなくなるため、国際的な事項におけるEUの権限の行使は、国際協定において、構成国の投資家と他の構成国間の紛争がEU法の司法制度から取り除かれるような国際協定に及ぼすことはできないとした³¹。つまり、EU構成国の投資家と他の構成国間の紛争が、仲裁裁判所に付託されることになったら、EU司法裁判所の管轄権は及ばないことになってしまうため、そういった可能性のある国際協定をEUは結ぶことができないとした。そのうえで、国際協定は一般的に多角的な性質を持つにもかかわらず、ECT26条のような規定は、当事者間の二者間の関係を規律しており、それは二国間の投資協定の規定と類似すると認定した³²。結論として、EU司法裁判所は、ECT26条2項(c)は、EU構成国と他のEU構成国の投資家の紛争に適用できないと解釈されなければならないとした³³。

EU司法裁判所は、Achmea事件では、構成国二国間の投資協定はEU法に違反すると判示したが、Komstroy事件では、たとえ多数間協定であっても、EU構成国とEU構成国の投資家間の条文が入っている場合は、EU法違反になると解釈されなければならないという判示をした。本当は本案の問題は投資であるが、この投資については、ECT1条6項の投資の概念が問題となって、二つの条件が満たされてなければならないとした³⁴。一つは、投資家によって直接または間接に所有または管理されている財産であること。もう一つは、同規定の(a)から(f)までに列挙されている業種の一つを含んでいるということとした。EU司法裁判所はこの条文を解釈し、結果的に、電気供給契約は、ECT1条6項の投資には当たらないと判示した³⁵。

III 判決の評価・影響

Komstroy判決（先決裁定）の仲裁プラクティスに与える影響は多大であり、この判決によりECT26条に定められるISDS条項がEU法違反とみなされ、EU構成国の投資家と別のEU構成国間の紛争では適用できなくなった。本件で最初に疑問がわくのは、なぜEU司法裁判所は本件で自己の管轄権を認めたのかという点である。なお、本判決に先立ち、本件の法務官Szpunarは、EU司法裁判所の管轄権がないとも解されるという可能性を示しながらも、EU司法裁判所の管轄権を認めたうえで、投資には当たらないと結論付けた³⁶。本件の原訴訟では、権利を譲り受けた投資家Komstroyとモルドバ間の紛争、すなわち、EU構成国ではないECT加盟国と構成国と別のECT加盟国の投資家間の紛争であり、EU構成国

³¹ 本判決理由61段。

³² 本判決理由64段。

³³ 本判決理由66段。

³⁴ 本判決理由69段。

³⁵ 本判決理由84段。

³⁶ Case C-741/19 *République de Moldavie v Komstroy LLC*, Opinion of Advocate General Szpunar delivered on 3 March 2021, ECLI:EU:C:2021:164.

にもEU構成国の投資家にも直接関係していない。唯一のEUとの接点は、KomstroyがECT26条の下での仲裁手続に訴え、その際にEU構成国フランスのパリの仲裁裁判所を用いたということである。もし、Komstroyがパリの仲裁裁判所でなく、非EU構成国の仲裁裁判所に訴えを起こしていたら、そもそもこの事件は起こらなかった。加えて、EU司法裁判所は、パリの通常裁判所からは単に投資の概念をどのように解釈するかということのみが聞かれており、全くEU構成国ではないECT加盟国と他のECT加盟国の投資家間の紛争(ISDS)にかかわる事項がEU法違反になるか否かということは、同通常裁判所の先決付託の質問の中に入っていなかった。これらにもかかわらず、本件に対する裁判管轄権を認め、さらに先決裁定の判決理由の中でECT26条に関する箇所にも多くの段落が割かれた。

訴訟参加した者について、当然先決裁定であるため、原訴訟の当事者（モルドバとKomstroy）は参加したが、その他にEU構成国のフランス、ドイツ、スペイン、イタリア、ハンガリー、オランダ、ポーランド、フィンランド、スウェーデン、EU機関のEU理事会と欧州委員会が参加した。

EUとEuratomは、1994年12月17日にECTに調印し、1998年4月16日にEUにおいて効力を発生した。ECTは、EUが締結した国際条約であり、条約の批准が理事会決定というEU機関の行為とみなされるため、EU運営条約267条1項定められる先決裁定³⁷の対象となりうる。EUがECTに加入してから20年余り経っているが、本件までECT規定の解釈がEU司法裁判所に求められることはなかった。これは、偶然ではなくて、ECTの下での投資家対国家間紛争は仲裁廷に求められ、構成国の裁判所に提訴されることがまれであったためとされる³⁸。先決裁定手続では、EU司法裁判所は、架空の事例には回答できず、常に国内裁判所に事件が係属していることが必要となる。上述したように、Achmea事件ではEU構成国間の投資協定に規定されるISDS条項がEU法違反とされ、その後、構成国による宣言が出されたが、その中で、多数国間協定であるECTに規定されるISDS条項がEU法違反であるとは断定されなかった。また、上述した構成国間の終了協定では投資協定の終了はあくまでも二国間の投資協定の終了であり、多国間協定であるECTは対象としていないとされた。それゆえ、本件に至るまで、ECTのISDS条項がEU法違反であるか否かは不明のままであった。そのようななかで、EU司法裁判所がECT26条6項におけるISDS条項が、EU法違反であるか否かを判断する機会を得た。そして、本件において、EU司法裁判所は、ECTのISDS条項がEU法に違反するということを明確にした。すなわち、最初に紹介したAchmea事件は、構成国間、2国間でのISDS条項を含む投資協定がEU法違反であるとしたが、その際の理由付けが、今回の多数国間条約であるECTも拡大されて、EU構成国間の

³⁷ 先決裁定手続では、EU条約及びEU運営条約の解釈並びにEU機関の行為の効力及び解釈につきEU司法裁判所に質問をすることができる。

³⁸ Bianca Böhme, “The future of the Energy Charter after *Moldova v. Komstroy*”, *Common Market Law Review*, vo. 59, 2022, p. 853.

紛争(intra EU dispute)には、今後、ECT26条を用いることはEU法違反になるとされた。

この判決後、どのようになったか。本先決裁定により、EU法の下ではECTのISDS条項はEU法違反とされた。しかし、このことは、ECTのISDS条項が国際法違反ということは意味しない。確かにEU構成国では、もはや仲裁裁判所を設立することは難しくなる。しかし、仲裁廷をEU構成国以外の場所に設定すれば、EU法秩序の外にあり、EU司法裁判所の判決の効果が及ばない³⁹。それゆえ、EU構成国以外の場所が仲裁廷として選択されることになる。ドイツのエネルギー会社、RWEやUniperは、オランダの法律、地球温暖化対策のための法律の改正で石炭事業が廃止に追い込まれて損害を受けた。そこで、オランダの法律が改正されたことに対して、補償を求めるという状況がある。この紛争は、EU構成国とEU構成国の投資家間の紛争となり、この場合、オランダは仲裁決定の無効を求めなければならない、欧州委員会はamicus curiaeを通じて本判決を防御するだろうという見解が示された⁴⁰。

EUでは、本先決裁定後、本先決裁定の法的効果を明確化するために、Komstroy事件判決の法的結果とEU間の仲裁(Intra-EU Arbitration)の基礎としてのECT26条の不適用に関する共通の了解についての宣言がEU構成国とEUにより2024年6月26日に公表された⁴¹。そこでは、以下のようなことが宣言されている。共通了解として、ECT26条がEU域内の仲裁手続の根拠として適用されることはなく、また適用されるべきでもなかったこと。EU法の国内法に対する優位から、ECT26条は、EU域内の仲裁手続の基礎として適用できず、適用できなかったこと。EU域内の仲裁手続の法的基礎がない結果、脱退に関するECT47条3項は、拡大できず、また、拡大できなかったということ。ECT26条は、EU域内仲裁手続の基礎として適用されず、この点に関してECT47条3項はEU域内関係において法的効果を生み出さないこと。この宣言により、ECTのISDS条項はEU法違反であり、投資家はそれを援用できないことが明らかにされた。また、この宣言の前文では、第三国での仲裁決定が執行手続の対象となっており、仲裁廷がその管轄権を否定せず、仲裁機関が新たな仲裁手続を登録し、許容されない(inadmissible)と却下しないことは遺憾であると述べられている。本先決裁定やこの宣言の法的効果はあくまでもEU法秩序においてであり、国際法の観点からは必ずしも貫徹されるものになっていない。

ECTは、旧ソ連国家への投資を保護するために採択されたが、現在、ECTは石油燃料産業が気候変動対処のためにとられた法律の実施を遅らせたり、妨げたりする手段になっ

³⁹ Böhme, note (35), p. 868.

⁴⁰ Cf. ClientEarth, “The Future of Arbitration under the Energy Charter Treaty”, December 2021, p. 7 and p. 14; Böhme, note (35), p. 868.

⁴¹ Declaration on the legal consequences of the Judgment of the Court of Justice in *Komstroy* and common understanding on the non-applicability of Article 26 of the Energy Charter Treaty as a basis for intra-EU arbitration proceedings.

ているという指摘がある⁴²。本先決裁定は、ISDS条項がEU法の統一的な解釈を損なうリスクという狭い事項ではなく、環境保護の観点から語られるECTの近代化交渉という文脈からも捉えることが重要である。結局、EUは、2024年6月27日に脱退の意思を通知し、2025年6月28日に正式に脱退となった。

⁴² Christina Eckes and Laurens Ankersmit, “Komstroy: the beginning of the end for the Energy Charter Treaty?”, *European Law Blog*, 4 October 2021.